

横須賀市建築物における木材の利用の促進に関する方針

令和5年10月1日

(趣旨)

第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間の形成や循環型社会の形成に貢献するだけでなく、脱炭素社会の実現にも資するものとして大いに期待されている。

こうした中、令和3年10月に「公共建築物における木材利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「木材利用促進法」という。)に改正され、取組の対象が公共建築物から建築物全体へと拡大された。

これらを踏まえ、木材利用促進法第12条第1項の規定に基づき、横須賀市内における建築物等の整備において木材利用の促進を図るためこの方針を定める。

(市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第2 市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物の木材利用促進

市は、公共建築物の整備においては、木材を使用した方法を採用するよう努めるものとする。

(2) 民間建築物の木材利用促進

市は、民間建築物における木材利用の促進にあたり、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。

(3) 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国、関係自治体と相互に連携を図るものとする。

(市が整備する公共建築物における木材利用の目標)

第3 市が整備する公共建築物における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内の公共建築物であり、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設等)、保健・衛生施設(病院、診療所等)、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館、美術館等)、都市・住宅施設(公園施設、公営住宅等)の建築物のほか、行政施設(庁舎等)その他市が整備する建築物のことをいう。

(2) 公共建築物の木造化の推進

市が整備する公共建築物については、建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合、建築物の用途・安全性・維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合、その他建築物の木造化が困難と認められる場合を除き、積極的に木造化を推進する。

(3) 木質化の推進

市が整備する公共建築物においては、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を推進する。

(4) 先進的な技術の普及等

市が整備する公共建築物においては、率先して先進的な技術の利用及び普及に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行う。

(5) 木製製品等の利用

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料、備品（机、椅子、書棚等）や消耗品（文具類等）等の各種製品の原材料としての木材の利用も併せて行う。

(6) 国産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、原則として国産木材を利用するものとし、県産材の利用に努めるものとする。

(その他市内の建築物における木材の利用の促進に関する事項)

第4 その他市内の建築物における木材の利用の促進に関する事項は次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共性の高い建築物における木材の利用

市は、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設等について、第3に定める目標に準じて木造化・木質化されることを推進する。